

## 行政評価局調査テーマの概要（案）

○ 女性活躍の推進に関する政策評価（総合性確保評価）	1
○ 空き家対策に関する実態調査	2
○ 農業労働力の確保に関する行政評価・監視－新規就農の促進対策を中心として－	3
○ 下請取引の適正化等に関する行政評価・監視	4
○ 高度外国人材の受入れに関する政策評価（総合性確保評価）	5
○ 訪日外国人旅行者の受入環境の整備に関する調査	6
○ 子育て支援に関する行政評価・監視－保育施設の安全対策を中心として－	7
○ 地籍整備の推進に関する政策評価（総合性確保評価）	8
○ 消費者事故対策に関する行政評価・監視	9
○ 高速道路における逆走防止対策の推進に関する調査	10
○ 太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査	11
○ 鳥獣被害対策に関する実態調査	12
○ 年金業務の運営に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－	13

※ 上記の各テーマの内容については、変更があり得る。



(案)

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成29年度
テーマ	女性活躍の推進に関する政策評価（総合性確保評価）
<p>○ 人口減少社会を迎える中、我が国の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、最大の潜在力である女性の活躍が不可欠であるとして、成長戦略の一環として取組が進められている女性活躍の推進に関する各種施策を総合的に評価する。</p> <p>&lt;背景事情&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 女性の活躍に関しては、従来、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の下で、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を設定するとともに、ポジティブ・アクションを含む様々な取組を推進。その結果、管理的職業従事者における女性の割合が平成24年の11.1%から27年には12.5%、女性就業率（25～44歳）も24年の68.0%から27年には71.6%に増加するなど社会全体で女性活躍の動きが拡大</li><li>・ 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）等に女性活躍推進のための施策が盛り込まれ、平成26年10月には、内閣総理大臣を本部長とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」が「すべての女性が輝く政策パッケージ」を取りまとめるなど、女性活躍を強力的に推進</li><li>・ 第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）においては、各分野における指導的地位に占める女性の割合（政治分野で30%など）、女性就業率（25～44歳）が77%（2020年）などの目標を設定。この女性就業率は、日本再興戦略2016改訂（平成28年6月2日閣議決定）のKPIとされている。</li><li>・ 平成28年4月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）が完全施行</li></ul>	
想定調査項目	① 女性活躍の推進に関する政策・施策の実施状況 ② 女性活躍の推進に関する政策・施策の効果の発現状況
調査等対象機関 （予定）	全府省、都道府県、市町村、関係団体・事業者等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

(案)

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成29年度
テーマ	空き家対策に関する実態調査
<p>○ 少子高齢化や人口減少等に伴い、空き家が増加。これらに対応するため、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保存、空き家等の活用を目的として、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家対策特別措置法」という。）が平成27年5月に施行</p> <p>○ しかし、多数の市町村において、空家等対策計画の策定、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある等の特定空家等に対する措置、空家等に関する情報提供や活用が進んでいない実情を踏まえ、国及び地方公共団体における空き家対策についての実態を明らかにする。</p> <p>&lt;背景事情&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成25年10月1日現在の空き家数は820万戸となり、総住宅数に占める空き家の割合は13.5%と過去最高</li><li>・ 空家対策特別措置法は、施行後5年（平成32年）に見直し検討</li><li>・ 空家対策特別措置法、指針等は整備され、危険な状態の空き家について撤去命令や代執行が可能となったものの、実態調査を踏まえた空家等対策計画の策定、代執行後の費用等について、ノウハウや予算等の問題から対応できない市町村があるとの指摘あり</li><li>・ 空家等対策計画を「策定済み」の市町村は107団体（6%）（平成28年10月時点）</li><li>・ 特定空家等に対する助言・指導の「実績あり」とする市町村は280団体（16%）（平成28年10月時点）</li><li>・ 空家等に関する情報提供や活用に向けた具体的な取組を行っているとする市町村は950団体（55%）（平成27年10月時点）</li></ul>	
想定調査項目	① 空き家の実態把握状況 ② 空き家対策の実施状況 等
調査等対象機関 (予定)	国土交通省、総務省、農林水産省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

(案)

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成29年度
テーマ	農業労働力の確保に関する行政評価・監視 －新規就農の促進対策を中心として－
<p>○ 農業の競争力強化が求められる中、農業就業者の高齢化が進んでおり、今後、高齢者のリタイアにより農業就業者の著しい減少が見込まれる状況を踏まえ、新規就農等の農業労働力の現状やその確保対策の実施状況等の実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p>&lt;背景事情&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 近年、農業就業者のうち基幹的農業従事者(※)は減少傾向で推移しており、平成7年の約256万人から27年には約175万人となり、20年間で約81万人(約31%)減少</li><li>※ 「基幹的農業従事者」とは、自営農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいい、雇用者を含まない。</li><li>・ 基幹的農業従事者の平均年齢は、平成7年の59.6歳から27年には67.0歳となり、20年間で7.4歳上昇</li><li>・ 農業労働力の確保については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、28年11月改訂)において、「新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大」との目標が掲げられている。</li></ul>	
想定調査項目	① 農業労働力の現状 ② 農業労働力確保対策の実施状況
調査等対象機関 (予定)	農林水産省、厚生労働省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

(案)

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成29年度
テーマ	下請取引の適正化等に関する行政評価・監視
<p>○ 全雇用の7割を占める中小企業に経済の好循環を拡大していくためには、下請取引の適正化等を図ることが重要。この観点から、下請事業者のために設置されている各種相談機関における対応状況等について実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p>&lt;背景事情&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業は、国内企業の99.7%を占め、全雇用の7割の受皿となっているが、アベノミクスによる日本再生のためには、「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」（平成26年12月16日）の浸透を図り、経済の好循環を中小企業にも拡大していく必要がある。</li><li>・ こうした中小企業への拡大を実現するためには、下請企業等の中小企業の取引条件の改善や消費税の適正な転嫁を図ることが必須である。</li><li>・ 経済産業省（中小企業庁）、公正取引委員会等は、下請法（昭和31年法律第120号）及び消費税転嫁特措法（平成25年法律第41号）の運用強化、下請取引ガイドラインの普及、親事業者に対する指導等を行っているほか、下請事業者からの相談等に対応する仕組みを設けている。</li><li>・ 相談機関への相談や下請法違反行為に対する指導は年々増加（※）しており、依然として、親事業者による「下請いじめ」や「転嫁拒否」等が横行し、下請事業者の取引条件等は改善されていないとの指摘がある。</li></ul> <p>※「下請かけこみ寺」（中企庁委託事業）への相談件数：平成23年度4,179件→平成27年度5,825件 下請法違反行為に対する指導件数：平成23年度4,326件→平成27年度5,980件</p>	
想定調査項目	<p>① 各種相談機関における相談事案の処理・フォローアップの実施状況</p> <p>② 各種相談機関間の連携・協力の実施状況</p> <p>③ 制度の周知や同種事案の未然防止の取組状況</p>
調査等対象機関 (予定)	公正取引委員会、経済産業省、内閣府、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、総務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、都道府県、事業者、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

(案)

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成29年度
テーマ	高度外国人材の受入れに関する政策評価（総合性確保評価）
<p>○ 高度外国人材のより積極的な受入れを図り、我が国経済全体の生産性を向上させることが府省横断的な課題となる中、受入促進のための各種施策について、生活環境整備に重点を置いて総合的に評価する。</p> <p>&lt;背景事情&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 少子高齢化、人口減少社会が本格的に到来する中、我が国が持続的成長を遂げていく上で、高度外国人材の受入れは重要な課題</li><li>・ 日本再興戦略2016や骨太の方針2016において、高度外国人材の受入拡大の方針とともに、各分野での施策が明らかにされている。KPIとして、「2017年末までに5,000人の高度人材認定を目指す。さらに2020年末までに10,000人の高度人材認定を目指す。」とされている。</li></ul> <p>※ 高度人材認定の実績：5,917人（2016年8月時点）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 2020年末までの目標達成に向けて、入国・在留管理制度上の対応とともに、外国人留学生への就職支援、子供の教育環境を含む生活環境整備などの関連施策が総合的に推進され、効果を上げることが求められている。</li><li>・ しかし、外国人留学生の65%が日本での就職を希望しているものの、実際に日本で就職した割合はその約半数にとどまっている状況</li><li>・ また、公立小・中・高等学校に在籍する外国人児童生徒等は約7万人で、うち4割は日本語指導が必要な状況</li></ul>	
想定調査項目	① 高度外国人材受入れに係る生活環境整備を中心とした政策・施策の実施状況 ② 上記政策・施策の効果の発現状況
調査等対象機関 (予定)	総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

(案)

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成29年度
テーマ	訪日外国人旅行者の受入環境の整備に関する調査
	<p>○ 訪日外国人旅行者の増加がさらに見込まれる中、訪日外国人受入れの環境整備に関する実態を明らかにする。</p> <p>○ このほか、関連の内閣の取組（下記例参照）についても、継続的に動向を把握し、必要に応じて特定課題に重点化した機動的な調査の実施を検討する。</p> <p>（例）・国の施設（迎賓館等）の公開 ・C I Q体制の強化 ・被災地と連携した取組 ・国際交流等を通じた地域活性化 ・I C T環境の整備</p> <p>&lt;背景事情&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 訪日外国人旅行者数の推移 861万人（2010年）⇒ 1,974万人（2015年）⇒ 2,400万人（2016年）</li><li>・ 政府目標の大幅な見直し 2020年2,000 ⇒ 4,000万人、2030年3,000 ⇒ 6,000万人</li></ul>
想定調査項目	<p>例えば下記の項目について、新たな訪日外国人旅行者数の目標達成に向けた課題・あい路を継続的に検証</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 内閣の重要課題としての関連施策（国の施設の公開、C I Q体制の強化、被災地連携、国際交流、I C T環境整備等）の取組状況</li><li>② 公共施設等における外国語表記への取組状況</li><li>③ 入国審査の待ち時間（地方空港やクルーズ船の寄港地含む）の状況</li><li>④ 地域防災計画、避難マニュアル等における訪日外国人旅行者の避難方法等の検討状況</li></ol>
調査等対象機関 （予定）	国土交通省、法務省、内閣府、総務省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。



(案)

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成29年度
テーマ	子育て支援に関する行政評価・監視 －保育施設の安全対策を中心として－
<p>○ 保育施設を利用する子どもが増加している中、保育施設において、死亡を含む重大事故が毎年発生している状況を踏まえ、保育施設における安全対策の実施状況、保育施設に対する指導・監督状況等について実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p>&lt;背景事情&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 内閣府が平成28年4月に公表した「教育・保育施設等における事故報告集計」によれば、16年から27年までの10年間の保育施設等における死亡事故報告は174件に上り、うち認可外保育施設における報告は120件と約7割を占めている。このほか、食物アレルギーに関し、保育施設における誤食・誤配が全体の3割で発生しているとの厚生労働省の調査研究事業の結果あり</li><li>・ 国は、施設の安全対策に関する指針や基準等を示し、事故や災害に備えた点検、研修・訓練、用具・設備の備え、事故発生時の関係者への連絡等の各種対策を指示。これらを踏まえ、都道府県・市町村が保育施設の指導監査を実施</li><li>・ 平成27年度から開始されている子ども・子育て支援新制度では、認可保育施設に対し、重大事故発生時の都道府県・市町村への報告を義務付け。また、平成28年3月、内閣府、文部科学省及び厚生労働省は、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を公表し、都道府県・市町村において、重大事故の事後的な検証を行う運用を開始</li></ul>	
想定調査項目	① 保育施設における安全対策の実施状況 ② 保育施設に対する指導・監督状況
調査等対象機関 (予定)	内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

(案)

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成29年度
テーマ	地籍整備の推進に関する政策評価（総合性確保評価）
<p>○ 地籍整備は災害からの迅速な復旧復興や円滑なまちづくり等のため極めて重要であり、国として長年にわたり推進してきているが、依然として地籍未整備の国土が広く存在。今後、南海トラフ地震等を始めとする様々なリスクを踏まえると、地籍整備の加速化が必要。このため、地籍整備の推進に関する各種施策を総合的に評価する。</p> <p>&lt;背景事情&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>国土交通省は、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき、昭和26年から市町村等による地籍調査を開始し、37年からは、国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）に基づき累次にわたって策定した国土調査事業十箇年計画により地籍整備を推進。法務省は、「民活と各省連携による地籍整備の推進」（平成15年6月26日都市再生本部決定）の方針を踏まえ、全国の都市部の人口集中地区の地図混乱地域を対象に登記所備付地図の作成を計画的に実施</li><li>現行の国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）では、地籍調査の進捗率について、平成31年度末までに57%とする目標が設定されているが、27年度末時点で51%。また、東海、近畿、南関東地方は特に進捗状況が低調</li><li>東日本大震災の被災地のうち、地籍調査未実施の地域では、境界情報が不明確な地図を用いて立会いを行うことになり、人員不足の中、膨大かつ困難な作業が発生。一方、地籍調査実施済み地域では、時間・費用も少なく、迅速な復旧復興事業の着手に貢献</li><li>「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）では、災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査や登記所備付地図の作成により、地籍図等の整備を推進するとされ、また、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）においても、地籍整備の更なる加速化、登記所備付地図作成作業の推進を掲記</li></ul>	
想定調査項目	① 地籍整備の推進に関する政策・施策の実施状況 ② 地籍整備の推進に関する政策・施策の効果の発現状況
調査等対象機関 (予定)	国土交通省、法務省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

(案)

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成29年度
テーマ	消費者事故対策に関する行政評価・監視
<p>○ 安全性を欠く製品・施設・サービスの使用によって消費者の生命・身体に被害が生じる消費者事故の発生・拡大の防止及び被害の軽減のための対策（事故情報の収集、原因調査、関係府省との連携等）の実施状況等の実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p>&lt;背景事情&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 消費者庁では、消費者安全法（平成21年法律第50号）及び消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に基づき、事故情報を一元的に集約し、その分析・原因究明等を行い、当該事故情報を迅速に公表するなどの措置を行うこと等により、被害の発生・拡大防止を図ることとしている。</li><li>・ 消費者安全法に基づき、消費者庁に通知された生命身体事故等の件数は、平成27年度 2,897 件（うち、重大事故等 1,304 件、重大事故等を除く生命身体事故等 1,593 件）</li><li>・ 消費生活用製品安全法に基づき、消費者庁に報告された重大製品事故の件数は、平成27年度 885 件</li><li>・ 生命・身体に係る事故原因の究明、被害の発生・拡大の防止を図るため、平成24年10月に消費者安全調査委員会を設置。これまでの4年間に11件の事案を事故等原因調査等の対象として選定、うち9件について最終報告</li><li>・ 消費者教育の総合的・一体的な推進を図るため、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）が平成24年12月施行</li></ul>	
想定調査項目	<p>① 消費者事故の情報収集、発生・拡大防止対策の実施状況</p> <p>② 消費者事故の原因究明と再発防止対策の実施状況</p> <p>③ 消費者事故の未然防止対策の実施状況</p>
調査等対象機関 (予定)	内閣府、国家公安委員会（警察庁）、消費者庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、文部科学省、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、都道府県、市町村、関係団体

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

(案)

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成29年度
テーマ	高速道路における逆走防止対策の推進に関する調査
	<p>○ 高速道路での自動車の逆走は、おおむね2日に1回の割合で発生。逆走車だけでなく、正しく走行している者も巻き込まれるなど悲惨な事故が跡を絶たない状況の中、高速道路における逆走防止対策の実施状況等について実態を明らかにする。</p> <p>&lt;背景事情&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 高速道路での逆走発生件数は平成23年以降、年間200件前後で推移（平成26年:212件、27年:259件）し、これらの約2割（年間約40件）で事故が発生。また、高速道路での逆走事故は、高速道路における事故全体と比較して、死傷事故となる割合が約4倍、死亡事故となる割合が約40倍</li><li>・ 高速道路で逆走事案を起こした運転者の年齢をみると、約7割が65歳以上の高齢運転者</li><li>・ 国土交通省では、平成27年11月に「2020年までに高速道路での逆走事故ゼロをめざす」との目標を公表するとともに、28年3月には「高速道路での今後の逆走対策に関するロードマップ」を決定</li><li>・ 高速道路会社6社（注）では、一般的なインターチェンジ、ジャンクション、休憩施設の分合流部67か所において対策を実施することとしており、うち47か所で路面標示やラバーポールの設置等の物理的・視覚的な対策を完了（平成27年11月現在）</li><li>・ 高速道路会社3社（東日本、中日本、西日本）では、逆走防止対策の一層の推進を図るため、民間企業等に対して逆走防止対策技術の公募を実施（平成28年11月）</li></ul> <p>（注） 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社</p>
想定調査項目	<p>① 高速道路における逆走事案の発生状況</p> <p>② 高速道路における物理的・視覚的な逆走防止対策の実施状況</p> <p>③ 高速道路における新たな逆走防止対策の検討、取組状況</p>
調査等対象機関 （予定）	国土交通省、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

(案)

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成29年度
テーマ	太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査
<p>○ 太陽光発電設備については、固定価格買取制度（平成24年7月）の創設後導入が拡大しているが、自然災害等で損壊した設備による感電や有害物質の流出のおそれなどが指摘。また今後、耐用年数の経過に伴う大量廃棄が到来する見込み。このため、将来の大量廃棄も見据え、現在の廃棄処分等の実態を明らかにする。</p> <p>&lt;背景事情&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>平成24年7月の固定価格買取制度の創設以降、太陽光発電設備の導入が拡大。設備の耐用年数は20年から30年程度とされており、将来、設備の寿命や修理交換に伴い、2030年代半ば頃から急増する見込み（2015年：2,400トン→2040年：80万トン）。また、2030年までの間においても、住宅用太陽光発電設備を中心に排出量は増えていく見込み（2015年：住宅用677トン、非住宅用1,674トン→2030年：住宅用2万5,329トン、非住宅用4,150トン）</li><li>太陽光パネルには、鉛、セレンといった有害物質が使用されているものもあり、適正な廃棄処理等が必要</li><li>平成28年3月、環境省は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等に基づき、適切な処理が図られるよう、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を策定。その中で、撤去、運搬、リユース、リサイクル・適正処分等の方法を提示</li><li>将来の大量廃棄の問題のみならず、現下においても、①事業者間の競争激化に伴う経営難などにより倒産事業者が急増、②地震、台風等により、太陽光発電設備が損壊し、感電や土壌汚染のおそれが指摘される事例が発生（熊本地震など）</li></ul>	
想定調査項目	① 太陽光発電設備の廃棄処分の状況 ② 太陽光発電設備のリユース・リサイクルの状況
調査等対象機関 (予定)	環境省、経済産業省、都道府県、市町村、事業者、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

(案)

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成29年度
テーマ	鳥獣被害対策に関する実態調査
<p>○ 鳥獣による農作物等の被害が中山間地域を中心に全国的に深刻化し、鳥獣被害の現場では有効な対策について試行錯誤している現状を踏まえ、一定の効果が確認されているICTを活用した鳥獣駆除・防除方策等効果的な取組とその普及実態、その他現場の実態を明らかにする。</p> <p>&lt;背景事情&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 近年、ニホンジカ、イノシシ等の生息分布域の拡大、農山村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農作物等の被害は、中山間地域を中心に全国的に深刻化、農作物の被害総額は200億円前後で推移</li><li>・ 鳥獣被害の防止のため、平成19年12月に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）が制定。平成27年5月に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）が改められ、法目的に「鳥獣の管理」が加えられ、鳥獣の捕獲を促進するための新たな措置も導入</li><li>・ 総務省が、平成24年にICT街づくり推進会議を設置し、ICTを活用した鳥獣被害対策の実証実験等を実施、鳥獣被害が減少し一定の効果があることを確認。今後は、その普及・拡大が課題</li><li>・ このほか、鳥獣被害対策の現場では、国有林野でのわなの設置、捕獲鳥獣の処理などに苦慮しているとの指摘あり</li></ul>	
想定調査項目	① 鳥獣被害対策（ICT活用等）の実施状況 ② その他鳥獣被害対策上の課題・あい路
調査等対象機関 （予定）	総務省、農林水産省、環境省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

(案)

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	平成29年度
テーマ	年金業務の運営に関する行政評価・監視 －国民年金業務を中心として－
<p>○ 少子高齢化や人口減少などの経済社会環境の変化に加え、年金記録問題や個人情報流出事案等の年金業務の運営に係る不祥事案を契機に、近年、国民の公的年金制度への不信感が高まっている状況</p> <p>○ 日本年金機構（以下「機構」という。）において、個人情報流出事案を踏まえた業務改善計画等に基づく取組が進められる中、機構における集中取組期間（平成28～30年度）における業務改善に資することをねらいとして、年金事務所等の現場レベルにおける国民年金の適用、収納等の基幹業務の実施状況の実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p>&lt;背景事情&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成27年5月、機構に対する標的型メール攻撃が発生し、これにより約125万件の個人情報が流出。厚生労働大臣は機構に対して業務改善命令を発出し、これを踏まえ、機構は、同年12月、業務改善計画を厚生労働大臣に提出し、平成28～30年度を集中取組期間とし、ガバナンス・組織風土に関する抜本改革を実施中</li><li>・ 一方、機構の中期目標（平成26～30年度）において、国民年金保険料の収納対策は「従来からの懸念事項」として重点課題のひとつとされ、近年、各種取組により納付率は向上しつつあるものの、平成27年度の現年度納付率は63.4%にとどまっており、効果的・効率的な収納対策の推進が課題</li><li>・ また、機構における事務処理誤りの発生件数は、年々減少しつつあるものの、平成27年度で3,297件発生し、そのうち約半数は機構発足後のものとなっており、事務処理誤りの未然防止及び再発防止に向けた取組の推進が課題</li><li>・ さらに、親族の生存を偽造（虚偽の現況届の提出）した不正受給事案も発生している状況にあり、死亡又は所在不明の受給者の把握、過払い金の返還、不正受給が疑われる場合の対応等が課題</li></ul>	
想定調査項目	① 国民年金の適用・収納対策の実施状況 ② 事務処理誤り防止対策の実施状況 ③ 不正受給対策の実施状況
調査等対象機関 (予定)	厚生労働省、日本年金機構、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。